

火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会開催要綱

(目的)

第1条 部会は、薪や炭などの天然の固体燃料を使用する火気設備等に「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年3月6日消防庁告示第1号）」（以下「告示第1号」という。）を適用できるようにするため、告示第1号による離隔距離の確認試験方法について検討するとともに、規定の合理化を図ることを目的とする。

(検討事項)

第2条 部会は、薪や炭などの天然の固体燃料を使用する火気設備等に対して、告示第1号における離隔距離の確認試験に用いる固体燃料の規格や、告示第1号に定義される試験方法について検討を行うものとする。

(部会)

第3条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する部会員によって構成する。

2 部会には、部会長を置く。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を主宰する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会公開の原則)

第4条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(委員等の任期)

第5条 委員及び部会員の任期は、就任を承諾した日から令和5年3月31日（金）までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(庶務)

第6条 検討部会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から実施する。